

資料 2

# 諸外国における収容・送還に関する法制度

---

令和 2 年 1 月 2 8 日

第 6 回 「収容・送還に関する専門部会」

出入国在留管理庁

# 諸外国における送還・収容に関する法制度

	米国	英国	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	日本
<b>送還関係</b>							
退去強制処分を決定する機関	・移民審判官(司法省の下部組織である移民審査事務局所属の審判官)	・内務大臣(有効な滞在許可を有しない者等の処分については入国管理官も決定可能)	・県知事(パリにおいては警視總監)(内務大臣が行う場合あり)	・各州の内務省外国人局(例外的に連邦難民庁が行う場合あり)	・内務省等の担当官	・地方出入国・外国人官署の長	・地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官)
退去強制の方法 (対象者自ら退去させるものか、対象者を実力で送還するものか等)	・対象者に退去を命じ、退去の義務を課すもの ・退去命令が確定すれば、退去期限(原則退去命令確定後90日)内であっても、移民審査官宛に退去強制令書を発行し、退去の執行権限を付与	・対象者を実力で送還するもの	・領土退去義務:対象者に退去の義務を課すもの ・国外追放:対象者を実力で送還するもの(なお、刑罰として領土滞在禁止刑あり。)	・調査中	・対象者を実力で送還するもの	・調査中	・対象者を実力で送還するもの
退去しない者等に対する罰則 (※内は法定刑)	・退去期限内に故意に退去しなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は(及び)罰金) ・出国に必要な渡航文書等の申請を故意に行わなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は罰金)	・内務大臣から送還のために渡航文書を取得するための行動を取るよう要請され、合理的な理由なく従わない者(2年以下の拘禁刑又は(及び)罰金) ・退去強制実施中の航空機等から不法に上陸した者(6月以下の拘禁刑又は(及び)罰金)	・領土退去義務又は国外追放の執行を免れ、又は免れようとした者(3年以下の拘禁刑) ・領土退去義務又は国外追放を執行するための渡航証を提出しなかった者(3年以下の拘禁刑) ・渡航証がない場合に、領土退去義務又は国外追放の執行のために必要な情報を提供しなかった者(3年以下の拘禁刑)等	・調査中	・不見当	・不見当	・なし
送還を促進するための措置等(運用を含む)	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・一定の要件を満たす領土退去義務の対象者に、渡航費用の負担等の支援制度あり	・調査中	・不見当	・送還忌避者は国費で送還されること、国費による退去者は、自費による退去者より上陸拒否期間が長くなる場合あり	・自ら官署に出席したこと等一定の要件を満たす退去者について、上陸拒否期間を短縮(出国命令)
<b>収容関係(退去が確定した者について)</b>							
収容に当たっての司法審査の要否 (収容を決定する機関)	・不要(司法長官)	・不要(内務大臣)	・初回決定:不要(県知事(パリにおいては警視總監)) ・延長決定:必要(裁判官)	・必要(裁判官)	・不要(内務省等の担当官)	・不要(地方出入国・外国人官署の長)	・不要(地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官))
収容の要件等	・退去命令が確定した場合	・送還実施のために必要がある場合	・国外追放決定を受けた者、1年以内に領土退去義務の対象となつて退去期限が経過した者が、効果的かつ適切な出頭保証を示さない場合等	・①逃亡のおそれ、②許可なき入国を理由として強制可能な出国義務を負う場合、③退去強制命令が発せられたものの、すぐに執行ができない場合のいずれかに該当する場合 ※旅券入手義務を果たさない場合等は、①の具体的根拠となり得る	・有効なビザを有しない場合	・旅券所持等の理由で直ちに送還することができない場合	・退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができない場合
収容期間	・原則:退去命令確定後90日 ・例外:一定の有罪判決を受けたことを理由に退去強制手続の対象となっている者等は収容期間の延長が可能	・法律上制限なし	・原則:最長合計90日間 ・例外:テロ行為を行った者等については最長合計210日間	・原則:6か月 ・例外:外国人の責めに帰すべき事由により退去強制が執行されない場合等は、さらに最長12か月延長可能	・法律上制限なし	・法律上制限なし(期間が3月を超える場合は3月ごとに法務部長官の承認が必要)	・送還可能のときまで
収容を一時的に解く制度又はこれに類似する制度の有無等	・退去命令が確定した後、90日を超えた場合には、定期的に出頭すること等司法長官が指定した条件下の収容を解く制度あり(例外あり)	・内務大臣又は第一次審判所は、職権又は申請により、被収容者に対し、住居制限・電子監視等の条件を付した上で、収容を一時的に解く制度あり	・県知事(パリにおいては警視總監)(内務大臣が行う場合あり)が、特定の住居に居住させ、警察等に定期的に出頭させるなどの制度あり	・調査中	・大臣が公共の利益にかなうと認める場合、条件を付して、特定の場所に居住させる制度あり	・地方出入国・外国人官署の長が、情状等を考慮し、2000万ウォン以下の保証金を納付させ、住居の制限等必要な条件を付した上、収容を一時的に解除する制度あり	・入国者収容所長又は主任審査官が、請求又は職権により、情状等を考慮し、300万円以下の保証金を納付させ、必要な条件を付した上、仮放免する制度あり(仮放免) ・送還することができないことが明らかになったときに、入国者収容所長又は主任審査官が、必要な条件を付した上、放免する制度あり(特別放免)
収容を一時的に解く際の条件に違反して逃亡した場合の罰則等	・司法長官が指定した条件に従わなかった者等(1年以下の懲役又は(及び)1000ドル以下の罰金)	・一時的に収容を解く措置の条件に従わなかった者(6月以下の拘禁刑又は(及び)罰金)	・指定された住居に戻らず、又は許可なく住居から立ち去った者(3年以下の拘禁刑)等	・調査中	・居住場所から逃亡した者(5年の拘禁刑)	・不見当	・特別放免された者で、条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなく呼出しに応じない者(1年以下の懲役又は(及び)20万円以下の罰金)

※現時点における調査で判明している範囲での法制度の概要を記載している。  
 ※赤字は第5回会合提出資料からの追記箇所である。